主 文

本件上告を棄却する。

上告費用は上告人の負担とする。

理 由

上告人の上告理由について

所論の弁護士に関する規制は、公共の福祉のため必要なものというべきであって、 憲法二二条に違反しないことは、最高裁昭和三三年(あ)第四一一号同三四年七月 八日大法廷判決(刑集一三巻七号一一三二頁)の趣旨に徴して明らかであり、所論 のその余の違憲主張は、独自の見解に基づき抽象的に原判決の不当をいうものにす ぎず、採用することができない。以上と同旨の原審の判断は正当として是認するこ とができ、論旨はいずれも採用することができない。

よって、行政事件訴訟法七条、民訴法四〇一条、九五条、八九条に従い、裁判官 全員一致の意見で、主文のとおり判決する。

最高裁判所第一小法廷

_		誠	堀	大	裁判長裁判官
平	郎	四	元	橋	裁判官
治			村	味	裁判官
雄		幹	野	/]\	裁判官
達			好	=	裁判官